

総務省独立行政法人評価委員会
郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会（第20回）

平成24年6月20日

【釜江分科会長】 時間となりましたので、これより第20回の総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会の会合を始めたいと思います。本日は、委員の皆様におかれましては、ご多忙の中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、事務局より本日の会議の定足数の報告及び資料の確認をお願いいたします。

【事務局（徳永課長）】 本日は、総務省独立行政法人評価委員会令第7条第3項で準用する同条第1項に基づき、分科会委員3名全員にご出席いただいております。定足数の過半数をここで満たしておりますので、会議が成立することを報告させていただきます。

なお、重川委員におかれましては、ご都合によりまして、15時ごろまでのご出席となりますので、ご承知おきください。

続きまして、本日の資料のご確認をさせていただきます。議事次第の次の2ページ目をごらんください。配付資料目次となっているものでございます。まず、資料1-1から1-5までが財務諸表関係の資料となっております。1-1が財務諸表（案）、1-2が年度事業報告書、1-3が年度決算報告書、1-4が監事の意見書、1-5が独立監査人の監査報告書となっております。

それから資料2-1と2-2が繰越積立金の承認に関する資料となっております。2-2が機構から提出されました承認申請書となっております。

それから資料3-1が平成23年度及び第1期中期目標期間の業績評価スケジュール、それから資料3-2が機構の業務実績に関する評価基準、評価指標及び分担についてまとめた表となっております。

それから資料4-1が23年度の項目別の評価調書、資料4-2が第1期中期目標期間の項目別評価調書となっております。

そして資料5が機構の平成24年度の年度計画となっております。

それから参考資料でございますが、まず参考1-1が総務省の独法評価委員会で作成しました評価の基本的考え方と評価基準の目安となっております。

それから参考1-2、こちらが分科会における評価の考え方。

それから参考2が昨年度、22年度の業務実績評価書における、この分科会における評価委員からのご指摘の抜粋となっております。

それから参考3が政策評価・独立行政法人評価委員会、いわゆる政独委から出ました平成22年度における評価結果についての意見となっております。

それから参考4が、同じく政独委が作成しました23年度業績評価の具体的取組み。

参考5が、やはり政独委が出しました独法の事務・事業の改廃に関する勧告の方向性となっております。

それから参考6-1から6-4までが機構の平成19年度から平成22年度までの業績評価の概要。

参考7-1が第1期中期目標。

参考7-2の第1期中期計画。

参考8が参照条文。

参考9が委員会の議事規則。

参考10が分科会の委員の名簿となっております。

資料については、以上でございますが、特に不足しているものなどございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

【釜江分科会長】 それでは、お手元の議事次第の議事の1でございますが、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の平成23年度財務諸表に関する意見聴取についてに入らせていただきます。

本件につきましては機構からご説明をお願いいたします。

【機構（武内理事）】 理事の武内でございます。それではご説明させていただきます。

資料の1-1でございますが、財務諸表の概要についてご説明したいと思います。めくっていただきまして目次でございますが、ここがございますように3部構成となっております。機構全体の法人単位の財表と、郵貯勘定と、簡易保険勘定というふうに分かれてございます。郵貯勘定と簡保勘定の間でのやりとりはなく、法人単位の財表は、この2つを足し合わせたものということになっておりますので、それぞれ郵貯と簡保について説明させていただきたいと思っております。

郵貯勘定でございますが、21ページに貸借対照表がございます。左側の一番上でございますけれども、資産の部の現金及び預金とございますが、この35兆1,774億円のほ

とんどが右側の負債の部の郵便貯金に対応する資産といたしまして、ゆうちょ銀行に預けております特別貯金となっております。

それから次の有価証券でございますが、これは機構が直接国債で運用しているものでございます。

その下の貸付金でございますが、これは預金者貸付け、それから地方公共団体への貸付けを合計したもので、2兆5,074億円となっておりますが、このうちの地公体貸付けは新たなものはございませんで、償還のみということになってございます。

その他の資産でございますが、細かい数字ですけれども、前払費用の217万円というのは、これは機構の事務所賃料の前払分でございます。これは保険にも同じようなものが出てまいります。

それから未収収益4,125億円でございますが、これはほとんど先ほど申し上げました特別貯金の未収利息になっております。

その他の資産の401億円でございますが、この主なものは、機構がお客様に発行いたしました郵便貯金の払戻証書のうちまだ換金されていないものにつきまして、その支払のためにゆうちょ銀行に預けてございます預け金でございます。

その下、有形固定資産といたしまして事務所の什器等、サーバ、パソコン等でございますが、それがここに書いてございます759万円。

あと無形固定資産の531万円といいますのは、これは情報システムのソフトウェアということになりまして、以上合わせまして資産の部合計で3兆8,427億円余ということになります。

次に右のほうの負債の部でございますが、郵便貯金につきましては、残高が3兆5,391億円ということでございます。昨年3月末のこの金額は4兆5,952億円であったので、この1年間で9兆9,560億円減少したと、約10兆円減少したということでございます。

それから長期借入金でございますが、2兆5,074億円というのは先ほどの預金者貸付け、地公体貸付けの原資といたしましてゆうちょ銀行から借り入れているものでございます。

その他の負債でございますが、未払費用の4,125億円は、ほとんどが郵便貯金の未払利子ということでございます。

それからその他の負債の391億円といいますのも、先ほどの未換金の払戻証書に対応

する負債ということになっております。

そのほか賞与引当金等の引当金がございます、負債の部の合計は3兆8千9百82億円余りとなっております。

右下の純資産の部でございますが、資本金に相当いたします設立時資産・負債差額が63億円、利益剰余金が22年度までの積立金が295億円で、当期末処分利益が87億円、合わせて382億円ということになります。これら純資産の部の合計が445億円ということでございます。

1ページめくっていただきまして22ページに損益計算書がございます。経常収益についてでございますが、ほとんどを占めます預金利息808億円、これは特別貯金の利息ということでございます。

それから有価証券利息、1億966万円というのは、これは機構で運用しております国債の利息でございますし、それから貸付金利息というのは預金者貸付け、地公体貸付けによる利息で、324億円でございます。

その他の役務収益の2,092万円、これは残高証明の手数料でございます。

その他の経常収益、91億円でございますが、この大半が郵便貯金の権利消滅金ということになっております。

次に経常費用でございますが、郵便貯金利子、これは808億円は上のほうにございます経常収益の預金利息と金額同一となっておりますが、これはゆうちょ銀行に預けた特別貯金の利息がそのまま機構がお客様にお支払いする郵便貯金利子に充てられるという対応でございます。

それから借入金利息324億円、これも経常収益の貸付金利息に対応しておりまして、預金者貸付け、地公体貸付けにより機構が得た利息が貸付原資としてゆうちょ銀行から借り入れた借入金の利息の支払に充てられているというものでございます。

その他役務費用2,092万円は、先ほどご説明いたしました残高証明手数料として得た収入を発行時も委託しておりますゆうちょ銀行への委託手数料として支払っているものでございます。

その次に事業費及び一般管理費がございますけれども、これは機構の業務のために必要となった費用でございます、人件費それから物件費といたしまして広告宣伝費、事務所賃借料、それから減価償却費といたしましてサーバ等の固定資産の減価償却、それから租税公課は固定資産税ということになります。

その他経常費用37万円というのがございますが、これは地公体貸付けの貸付金の繰上償還があった場合に、機構が地公体から補償金を受け取るようになっておりますので、またそれを機構がゆうちょ銀行に繰上償還するというので、ゆうちょ銀行に補償金をそのまま支払っているというものでございます。

経常利益、当期純利益、当期総利益、これは87億円でございますけれども、これが先ほどの貸借対照表上の当期末処分利益ということになります。

本年度の当期総利益87億円ということでございますが、昨年度は当期総利益が229億円ございました。これは大幅に減少しておりますが、これはその他経常収益の大半を占めます郵便貯金等の権利消滅金が、昨年度は234億円ございました。本年度は91億円で、かなり減少した、大きく減少したものでございますが、これはご案内のように郵便貯金の権利消滅金というのは満期から20年払い戻しが無い、また預金者に催告書を発行いたしまして2箇月間払い戻しが無い、つまり定額貯金ですと預入の日から30年と2箇月が経過した時点で発生するわけでございますが、平成22年度の権利消滅金が非常に大きな額になりましたのは、その30年前の昭和55年というのが定額郵便貯金の利率が史上最高の8.0%であったということで、それ以前に預入されておりました貯金も、みんなそれに合わせて預け替えがされたということで、預入額がそれまでのまた最高額であったということが主な原因ではないかと考えております。

今年度の権利消滅金が減少いたしましたのは、このまた30年前の昭和56年にまた金利が低下いたしまして、その前年の昭和55年よりも預入額自体が大幅に落ち込んだということが原因ではないかと思っております。もちろんこういう権利消滅金が生じないように周知活動もやってきたということもありますけれども、基本的にはそういうところが原因ではないかと思っております。

それから次に簡保のほうでございますが、32ページからが簡保の勘定になってございます。33ページに貸借対照表がございます。まず左側の資産の部でございますが、現金及び預金につきましては、預金が約5億円でございますが、これは日常の支払に備えての手元の資金で、それとあと国債の償還によるものでございます。

預託金の1,042億円というのは、右側の負債の部の上から2つ目の支払備金の628億円と、それから中ほどにございます時効保険金等払戻引当金73億円、それから下のほうの利益剰余金341億円、これらに対応したものでございまして、保険金等の支払等のためにかんぽ生命に預託しているものでございます。

貸付金につきましては、契約者貸付けから公庫公団貸付け及び地公体貸付けがございまして、合計で1兆3,294億円でございます。このうちの後者2つ、公庫公団と、それから地公体貸付けは新たなものがございまして、償還のみということになってございます。

その他資産でございますが、郵貯と同じく前払費用がございまして、それから未収収益1,615億円でございますが、これは貸付金の未収利息でございます。

その他の資産の9億1,293万円、これは主に年金等にかかる源泉所得税で、まだ税務署に支払われていない金額をかんぽ生命に預けておりますその預け金でございます。

以下、有形固定資産、無形固定資産が同様にございます。

それから負債の部でございますが、右の上のほうでございますが、まず支払備金の628億円でございますが、これは機構の発足の際に保険金等の支払義務が既に発生しているものの、昨年度末現在まだ支払が終わっておらず、かつ時効が完成していないもの、これを負債として計上しているものでございます。

次の長期借入金の1兆3,294億円は、契約者貸付け等の原資とするために、かんぽ生命から借り入れているもので、資産の部の貸付金と同額になっております。

その他負債でございますが、未払費用1,616億円は、契約者貸付け等の未収利息に相当する金額で、そのままかんぽ生命からの借入金にかかる未払利息となっているものでございます。

その他の負債の7億110万円、これは年金等にかかる源泉所得税で、まだ税務署に支払われていない金額を契約者からお預かりしていると、その預かり金と物件費の未払額ということでございます。

その下に各種の引当金がございますが、この中で平成21年度から計上してございます時効保険金等払戻引当金は73億円となっております。この引当金は時効完成後の保険金等支払に備えるものとなっております。

負債の合計が1兆5,618億円になります。

その下の純資産の部ですけれども、資本金に相当する設立時資産・負債差額が7億円ございます。22年度までの積立金が312億円でございますが、これに23年度の当期未処分利益を30億円計上しておりますので、利益剰余金は合計の341億円ということになります。

純資産の部は合計で348億円でございます。

1ページめくっていただきまして損益計算書でございます。

経常収益につきましては、契約者からの保険料が3兆2,924億円。それからかんぽ生命と再保険契約を結んでいる保険契約につきまして、保険金等支払のためにかんぽ生命から入ってきた再保険収入、これが10兆9,785億円。これを合計いたしました保険料等収入が14兆2,709億円となっております。

次に資産運用収益3,371億円でございますが、有価証券利息は機構が手元資金を運用した利息でございます。

貸付金利息3,371億円は、契約者貸付け、公庫公団貸付け、地公体貸付け等でございます。機構が受け取った利息でございます。

その他経常収益でございますが、その大半を占めます支払備金戻入222億円は、保険金等の支払に充てるためや保険金等支払債務の時効完成に伴い、支払備金を取り崩した額でございます。

その他の経常収益3億3,500万円は、主に地公体から貸付金の繰上償還に伴って受け取った保証金でございます。

次に経常費用でございますが、保険金等支払金14兆2,880億円のうち、保険金、年金、特約保険金等は、保険金受取人への保険金等の支払で、これが大半を占めております。

6番目の再保険料3兆2,929億円、これはお客様から機構が受け取った保険料を再保険先のかんぽ生命に支払っているもので、先ほど説明いたしました経常収益の保険料にほぼ見合う金額となっております。

借入金利息3,371億円は、契約者貸付け等の原資に充てるために、かんぽ生命からの借入金について同社に支払った利息でございます。契約者貸付け等より機構が得た利息収入である経常収益の貸付金利息と同額になってございます。

次の事業費及び一般管理費は、機構で簡保管理業務を行うための必要な経費ということで、ここに書いておりますような金額になっております。

その他の経常費用18億8,524万円というのは、時効保険金等払戻引当金への繰入額15億5,029万円と、地公体貸付金の繰上償還に伴いまして機構がかんぽ生命に貸付金を繰上償還した際、支払った補償金3億3,495万円を合計したものでございます。

この結果、経常利益等は29億円、約30億円となっております。これがそのまま損益計算書の当期純利益、当期総利益ということになっておりますし、貸借対照表上の資産の部の当期未処分利益となっております。

この2つの勘定を合計したものが、一番最初に申し上げました法人単位のものでござい

まして、戻って恐縮でございますが3ページに貸借対照表がございますが、その右下の純資産の部でございますが、積立金が607億円、当期末処分利益が117億円、利益剰余金合計といたしまして723億円ということになってございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

【釜江分科会長】 ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは特段のご異議がなければ、機構の平成23年度財務諸表については本分科会として問題がないものと認めることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

【釜江分科会長】 ありがとうございます。

続きまして議事の2でございますが、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険機構の第2期中期目標期間に繰り越す積立金の承認についてに入らせていただきます。

本年3月末に機構の第1期中期目標期間が終了したことに伴い、機構から機構法第25条に基づく次の中期目標の期間における積立金として整理する金額の承認申請が総務大臣に提出されております。本件につきましては総務大臣の承認に当たってあらかじめ評価委員会の意見を聞くこととされておりますので、本分科会において審議を行う次第でございます。

それでは事務局からご説明をお願いします。

【事務局(徳永課長)】 それでは資料2-1の独立行政法人郵貯・簡保機構の繰越積立金の承認についての資料に基づいて説明させていただきます。

まず最初の枠の中をごらんください。ここに概要が載っております。独法管理機構が保有する積立金については法令に基づきまして、中期計画期間、平成19年度から23年度まで、実質4年半でございますが、この決算終了後に次期に繰り越すべき積立金について総務大臣の承認を受けることとされております。

今回、平成23年度末の積立金が約723億円となっております。結論としましては、このうち約233億円について、次期の中期計画期間、平成24年度から28年度までの5年間の中期計画期間へ繰り越すこととしたいと考えております。残余の額、490億円については国庫納付する予定でございます。

あと、もう少し詳しく説明させていただきます。まず機構が保有する積立金の取扱いでございますが、総務大臣は承認をしようとするときは、あらかじめ総務省の独法評価委員

会の意見を聞かなければならないこととされております。

次に米印のところですが、機構は中期目標期間終了時の積立金の額から総務大臣の承認を受けた金額、ここでは約233億円を予定しております。これを控除した残余の額、ここでは490億円とさせていただきます。これを7月10日までに国庫納付しなければならないこととなっております。

次に機構が保有する積立金の現状でございますが、23年度末の積立金723億円のうち、郵貯勘定が約382億円、簡保勘定が約341億円となっております。そのほとんどは郵便貯金の権利消滅金及び簡易生命保険の時効完成益により発生したのとなっております。

郵便貯金の権利消滅金ですが、もう既に委員の皆さんはご存じのように、満期後20年間払戻請求等がない場合に、預金者の権利が消滅するものとされております。また簡易生命保険の時効完成益につきましては、支払義務発生後5年を経過した時点で支払義務が時効によって消滅します。ただし、他の民間生命保険会社と同様に、時効完成後も支払請求があった場合には、時効を援用せずに請求に応じているものでございます。

繰越積立金の算定方法ですが、まず郵貯勘定382億円につきましては、権利が消滅しているということで預金者にも返金することができない、また他に活用する予定もないことから積立金の繰越しは不要ということで全額国庫納付する予定でございます。

次に2ページ目に入りまして、簡保勘定341億円につきましては、簡易生命保険の時効完成益については、時効になった時点で1回利益計上はされておりますが、他の民間生保と同様に時効完成後も請求に応じていることから、今後も引き続き一定程度の資金を残す必要があります。そのため、これまでの時効完成後の支払実績などを基に、一定の支払率上昇リスクをカバーできるような長期シミュレーションモデルを使用して、今後の時効完成後支払いに必要な繰越積立金額を算定しております。

詳細につきましては、郵貯勘定については382億円の積立金額全額を国庫納付する、簡保勘定341億円につきましては233億円を繰り越して、108億円を国庫納付する、合計しまして723億円中233億円を次期への繰越積立金額としまして、490億円を国庫納付したいと考えております。

以上でございます。

【釜江分科会長】 ありがとうございます。ただいまご説明いただいた内容について、何かご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは特段のご異議がなければ、機構の第2期中期目標期間に繰り越す積立金について、本分科会においてご了承いただいたものとしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

【釜江分科会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして議事の3でございますが、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の平成23年度及び第1期中期目標期間の業務実績評価のスケジュール、評価基準及び評価の分担等についてに入らせていただきます。

本日はまず平成23年度及び第1期中期目標期間の業務実績評価のスケジュールと評価基準及び各委員・専門委員の分担につきまして、取り決めをしたいと思います。

それでは事務局から案のご説明をお願いいたします。

【事務局(徳永課長)】 まず資料3-1の業務実績評価のスケジュール(案)をごらんください。まず本日6月20日の第20回評価委員会分科会におきまして、機構から業務実績等の報告がございます。また業務実績評価に係る分担等を本日決定させていただきたいと思っております。

それから7月になりまして、今回は業務実績評価について、例年ですと前年度の評価のみなのですが、ちょうど23年度に第1期中期目標期間が終了したということから、今回は23年度の評価と第1期中期目標期間の評価の2つを実施していただくこととなります。

まず平成23年度の評価でございますが、項目別評価書の主担当部分を、今のところの案では7月3日までに作成していただくという案でございます。また主担当者作成分につきまして、分科会長・分科会長代理による調整、全体評価書の取りまとめを7月13日までにやっただけと考えています。この辺の日程につきましては、また委員の方々と調整させていただきまして、また適宜、必要に応じて変更など、事務局で調整させていただきたいと思っております。

それから第1期中期目標期間の評価につきましては、7月10日までに項目別評価書の主担当部分を作成していただきます。また7月20日までに主担当者作成分につきまして、分科会長・分科会長代理による調整、全体評価書の取りまとめをやっただけと考えております。

その後、7月下旬から8月上旬に次回、第21回の評価委員会の分科会を開催させていただきまして、そこで前年度、平成23年度の業務実績評価の評価結果の決定と、それから第1期中期目標期間実績評価の評価結果取りまとめをさせていただきたいと考えており

ます。

中期目標期間の実績評価については、総務省独法評価委員会の親会で決定する必要がありますので、8月末にこちらの総務省独法評価委員会の親会で、第1期中期目標期間の実績評価の評価結果の審議・決定を行っていただく予定でございます。

そして最終的には8月末に、政独委にその結果を通知するというスケジュールで進めさせていただきたいと考えております。

次に、評価基準、評価項目、それぞれの委員の評価の担当についてご説明させていただきます。資料3-2のA3判の資料、カラフルな資料をごらんください。

まず、いろいろ上のほうに書いてありますが、表を見ていただきまして、一番左の端のほうに中期計画と年度計画の項目が載っております。項目については、中期計画と年度計画で基本的には同じとなっております。

次に中期目標、中期計画の中から評価基準・評価指標というものを抜き出したものが次の4つ目の欄に入っております。それから左から5つ目の欄に、主に年度計画から抜き出しました評価項目が載っております。さらにこれにあわせて、これまでの政独委から出た意見などを年度ごとにまとめたものをそれぞれ入れ込んでおります。こちらを評価基準・評価指標、それから評価項目とさせていただきたいと考えております。

それから各委員・専門委員の分担につきましては、一番右の担当者の欄に載せております。基本的な考え方としましては、昨年度も評価を担当していただいた委員・専門委員につきましては、基本的に同じ項目について担当していただくことを考えております。

ただ、新しく専門委員にご就任いただいた丹生谷専門委員については、基本的に日笠前専門委員の担当していたところを引き継いでいただく。また恩蔵専門委員につきましては、金井前専門委員のところを基本的に引き継いでいただくということを考えております。ただ、前任者の金井専門委員については、担当している部分はかなり多かったということもございまして、第2の6の預金者等への周知の部分はこれまでも継続的にいろいろ議論されていたところですので、この部分につきましては、恐縮ですが重川委員にご担当いただきたいと思います。

それからチェックと取りまとめの担当につきましては、釜江分科会長と米山分科会長代理にご担当いただきたいと思います。

釜江分科会長につきましては、昨年度、下和田前会長がご担当いただいたところを引き継いでいただく、それから米山代理につきましては、昨年度、釜江会長が担当していただ

いたところを担当していただくと考えております。

これは、最終的には会長に全部の部分を見ていただくということで、あえて釜江会長の部分だけ前回の下和田前会長の担当部分に変更するという形で整理させていただきたいと思っております。

説明は、以上でございます。

【釜江分科会長】 ありがとうございます。ただいまご説明いただいた内容について、何かご質問等ございますか。よろしゅうございましょうか。

それでは特段のご異議がなければ、業務実績評価のスケジュール、評価基準及び評価の分担等について、本分科会においてご了承いただいたものとしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

【釜江分科会長】 ありがとうございます。

それでは次に議事の4、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の平成23年度及び第1期中期目標期間の業務実績についてというところに入りたいと思います。本件につきましては、今後委員の皆様へ評価していただく対象となる機構のこれまでの業務実績について機構からご説明をいただくものです。

ではよろしく願いいたします。

【機構（大高総務部長）】 総務部長の大高でございます。よろしく願いいたします。

それでは資料4-1の平成23年度項目別評価調書のほうからご説明したいと存じます。

まず1ページのほうでございますが、ごらんいただきたいと思います。中期計画の第1の1としまして組織運営の効率化という項目が示されておりますが、達成目標といたしまして、業務内容に対応した柔軟かつ機動的な人員配置を行うというふうにされております。

平成23年度におきましては、平成22年度に引き続き、業務実施体制の検証・効率化プロジェクトというものを設置して検討しております。詳細な検証の結果、平成24年4月から貯金部の派遣職員を0.5名削減しております。0.5名というのは、従前は8時間であったものを4時間に変えるという意味でございます。

3ページに参ります。第1の2としまして業務経費の削減というような項目となっております。達成目標としまして、一般管理費及び業務経費の効率的な使用を推進するというふうになっております。3ページの3列目でございますが、訓示等を通じまして職員の意識改革を図り、削減に努めてきたところでございます。

実際、どのように削減されたかということでございますが、4ページのほうをごらんい

ただければと思います。平成23年度の一般管理費及び業務経費の合計でございますが、決算額は3億6,464万1,000円となっております。平成19年度の実績に基づいて作成されました基準額が6億100万でございます、それに対する割合は60.7%となっております。中期計画におきましては、最終年度において96%となっておりますので、大幅に目標をクリアしているということでございます。なお、この決算額は平成23年度予算額と比較しますと、17.8%の減となっております。

次でございますが、4ページの上のほうに2としまして、契約の適正化に関する取組というものがございます。年度目標に当該項目はないわけでございますが、先ほど総務省のほうからご説明がございました評価の分担表のほうでございますが、これをごらんいただきますと、業務経費の効率的な使用のところで、契約の適正化に努めているかというような視点がございます。それに合わせまして、ここに記載しております。

契約の適正化に関する取組でございますが、規程類の整備については既に終えております。

(2)の契約事務手続に係る執行体制・審査体制の整備ですが、これもほぼ整備が終わっておりまして、実際平成23年度におきましては、4ページの最後の行でございますが、平成23年11月に第5回、24年3月に第6回の契約監視委員会の会合を開催し、点検を受けております。

(3)の契約状況の点検・見直しでございますが、平成23年9月28日に総務省から「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて」という要請文書が出されております。これを受けまして、「随意契約等見直し計画」等に従って、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募案件について、引き続き適正化に向けた取組を行うとともに、先ほど申しましたように契約監視委員会の点検を受けました。

具体的な内容につきましては(4)から(8)にございます。随意契約の縮小でございますが、平成23年度に契約したものにしましては、2件ほど競争性のない随意契約となっております。1件は財務諸表の官報公告、もう1件が簡易生命保険の争訟事件対応等に係る弁護士法人への委託でございます。第5回の契約監視委員会におきましては、先ほどの要請を受けまして、弁護士法人の委託に関する随意契約について説明を行い、委員から意見を聴取しております。

そのほか(5)関連法人の取引。該当するものはございませんでした。

(6) 再委託の状況。若干ございましたが承認しております。

(7) でございますが、これがちょっとわかりにくいかと思いますが、先ほどの分担表でございますが、これの1ページが一番最後のところに茶色の文字で点検の視点としまして、公益法人等に対する会費の支出状況というのが今年度追加されております。内容としましては、公益法人等に対する会費の支出について、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」で示された観点を踏まえた見直しを行っているか、独立行政法人の業務遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出を行わないこととし、真に必要があつて会費の支出を行う場合であっても必要最低限のものとし、支出する額がそれより得られる便益に見合っているか、とこういう観点で点検を受けるということになっております。これに相応した部分が、戻りますが5ページの(7)でございます。機構におきます公益法人等に対する会費の支出は2件ございます。1つが公益社団法人日本監査役協会、もう一つが社団法人日本内部監査協会への各年会費でございます。平成24年度についても既に支出済みでございますが、それぞれ10万円ほど支出してございます。これにつきましては、今、申しあげました行政改革実行本部決定を踏まえて精査しましたが、妥当なものというふうに確認しております。

(8) としまして一者応札・応募の改善でございます。これらにつきましては従前から改善に努めてきたところでございます。平成23年度におきましては、前年度におきまして一者応札・一者応募であった契約案件について、競争性・透明性の確保の観点から制限的な入札条件が設定されていないか再確認を行い、必要に応じて仕様書のさらなる見直しを行っております。その結果、平成23年度におきまして、一者応札・応募案件の割合は22.7%、22件中5件となっております。平成22年度が43.3%でございましたから、20.6ポイント減少している、つまり改善しているということでございます。また第6回の契約監視委員会の会合におきまして、平成22年度に引き続き一者応札・応募であった4更新案件につきまして、一者応札・応募事案フォローアップ票により同委員会に報告いたしまして、「法人における事後点検の結果、講ずることとした措置」について了承をいただいております。

(9) 情報の公開についてでございます。「独立行政法人の行う契約に係る情報の公表について」、平成23年6月20日に総務省から要請をいただいております。その中で、機構が契約する場合に、受託者に機構のOB等がないかということについて確認して、一定の条件のもとに公表するということになっております。いずれも該当せず、そういうもの

がございませんでしたので、該当なしとしてホームページで公表しているところでございます。

次、7ページに参ります。人件費の削減等に係る取組でございます。(1)でございますが、人件費の削減等につきましては、超過勤務等について厳しく管理してきたところでございます。また意識改善も含めて、従前、毎週水曜日、定時退庁日でしたが、加えて昨年の7月からは毎週金曜日も定時退庁日としまして、意識改革を含め削減に努めてきたところでございます。その結果、超過勤務手当が前年度に比べ3.2%減少しております。

人件費の目標でございますが、中期計画におきましては最終年度、つまり平成23年度におきまして4%以上削減するというようになっております。機構におきましては6.4%削減しております、目標を達成しております。ちなみに実際の削減は10.3%でございますが、人事院勧告に準じて引き下げた部分、これが3.9%ございまして、10.3から3.9を引きまして6.4%という計算をしております。したがって人事院勧告の部分を取り除いても6.4%削減したというようなことでございます。

次に給与水準でございますが、ラスパイレス指数、対国家公務員でございますが、年齢勘案で110.6、年齢・地域・学歴勘案で96.4となっております。したがって十分低い形となっております。

8ページに参ります。(2)でございます。人事院の勧告に準じて国家公務員の方、0.23%削減し、さらに臨時特例で平均して7.8%下げておりますが、それを踏まえまして、機構におきましても役員報酬規程、職員給与規程の改正を行い、また臨時特例規程の制定を行いまして、平成24年4月から給与等につきまして下げているところでございます。

次、10ページに参ります。第2の1としまして、資産の確実かつ安定的な運用でございます。郵便貯金資産及び簡易生命保険の資産の運用につきましては、中期計画、23年度年度計画で定める運用計画を遵守し、ゆうちょ銀行に対する預金、預金者・保険契約者への貸付け、地方公共団体・公庫公団等に対する貸付けにより運用をしまいったところでございますが、具体的には11ページのほうをごらんいただければと存じます。

郵便貯金資産運用残高あるいは簡易生命保険資産運用残高、平成23年度末のそれぞれの種類ごとの額を示しているところでございます。平成22年度末に比較しまして、いずれも減少しております。当機構が管理する契約が減少しておりますので、それに伴いまして資産も減少して、それにあわせて資産運用残高も減っている次第でございます。

(2) としまして再保険先の資金運用ということでございますが、毎月検証を行ったところでございます。

11ページの資産の下のほうに「1 保有資産の見直し」というのがございます。これも年度目標にはない事項でございますが、先ほどの分担表の2ページをごらんいただければと存じます。この真ん中より上のあたりに紫の字で、視点としまして保有資産の見直しが行われているかというのがございます。これに合わせまして、当該調書におきましても記載しております。11の一番下でございますが、実物資産でございます。先ほど平成23年度決算についてご説明した際に、バランスシート上出ておりましたが、当機構は実物資産につきましても極めて少ないものしか持っておりません。建物、土地も保有しておりませんし、職員宿舎も保有しておりません。12ページの最初の1行目から4行目にかけてそのように記しております。ちょっとしつこいような書き方になっておりますが、何分、評価の視点が、そのような項目が示されておりますので、ちょっとしつこく書いております。

平成23年度の評価におきましては、こちらの分担表をもう一度ごらんいただきたいんですが、1の一番最後に、職員宿舎については独立行政法人の宿舎の見直し計画で示された方針を踏まえた見直しを行っているかというような視点がございますので、しつこいですが、ここでは職員宿舎も保有していないというふうに強調して書いている次第でございます。

12ページの真ん中のほうに参りますが、(2)金融資産でございます。これも同じように評価の視点で金融資産の見直し状況というのがございまして、それに合わせて記載しております。内容につきましては、先ほどの財務指標の説明と重複いたしますので、割愛させていただきますと思います。

なお、12ページの最後に、④としまして不要財産であって、政府からの出資または支出に係るものは存在しないというふうに強調しております。13ページにおきまして、したがっていわゆる「溜まり金」は存在しないというふうに記載しております。ちょっとわかりにくいかと存じますが、これも先ほどの分担表のほうをごらんいただきたいと思いますが、分担表の中で金融資産の見直しの状況の中の2です。これも茶色で書いてございますが、いわゆる「溜まり金」の精査において、運営交付金以外の財源で手当てすべき欠損金と運営費交付金債務の相殺及び当期総利益と資産評価損等キャッシュフローを伴わない費用の相殺の状況に着目した洗い出しを行っているかと、こういうようなちょっとわかり

にくい評価の視点がありますが、実際、お手元のほうに参考の4という資料があるかと存じますが、この資料の後ろのほうになります、「3 保有資産管理・運用等について」の黒い丸の3つ目に記載されております。これに対するものとして記載している次第でございます。当機構におきましてはそもそも交付金もございませんし、ここに記載されているようないわゆる会計上の操作的なもの、会計上の操作を行って国庫納付を免れているというようなことはございませんので、ここではいわゆる「溜まり金」は存在しない。したがってこのような問題もないというふうに明確にお示ししているところでございます。

次に参ります。13ページの2の保有資産の運用・管理の(1)実物資産については、先ほど申し上げたとおりでございます。

(2)の金融資産、これも同様でございます。

14ページに参ります。⑦でございますが、これがちょっとわかりにくいかと存じますが、これも先ほどのお手元でございます資料の参考の4のほうをごらんいただきたいと思います。2-3-2の真ん中あたりでございますが、年金、基金、共済等の事業運営のための資金運用について、法人における運用委託先の選定・管理・監督に関し、次の点に特に留意するというところで、黒丸で3点ほど書いてございます。この問題意識は、A I Jの問題が背景にあって、このような視点が示されているというふうに伺っております。当機構の資産運用につきましては、こちらの資料4-1の資料に戻りますが、11ページにお示しましたように、郵便貯金資産におきましては特別貯金、預金者貸付け、地公体貸付け、あと国債、簡易生命保険資産につきましては保険契約者貸付け、地公体貸付け、公庫公団貸付け、国債と、このように極めてシンプルな形になっております。したがって、そもそもこの視点が当たらないわけでございますが、念のために少々詳しくここについても書いてございます。

14ページの2段落でございますが、機構はこれらのうち地方公共団体に対する貸付け及び公庫公団に対する貸付けについては債権管理等の業務を、預金者貸付け及び保険契約者貸付けについては旧郵便貯金法等に基づく貸付けに係る業務を、郵政民営化法に基づき委託しているということでございます。なお書きが書いてございますが、機構においては投資顧問会社等を通じた資金運用を行っていないというふうに示しているところでございます。

16ページに参ります。第2の提供するサービスの質の確保でございます。17ページを御覧いただきたいと思います。委託先の監督でございますが、①にお示ししております

ように、管理業務につきましては中期計画において実施すべき事項、具体的に盛り込んだ年度計画を定めまして、以下に説明の記載がございますが、委託先に対する監督項目及び項目ごとのスケジュール等を規定した監督方針を定めて、確認・指導を行うことにより、委託先に対しまして旧会社の業務と比較して、あるいは委託先が行う自らの銀行業務、あるいは生命保険業務と同等以上の質の確保を求めてきたところでございます。

②にございますが、平成23年度に監督方針を定めております。

18ページに参ります。③にございますが、平成23年度監督方針におきましては、今、申し上げましたように各重点項目の確認スケジュールとして、重要案件については随時、その他の案件については原則として月、四半期または半期に1度確認を行うというふうに定めております。それに従いまして確認を行っております。確認というのはモニタリングというような意味でございます。

まず始めに郵便貯金管理業務でございますが、重点確認項目としまして業務品質の確保ということで確認を行ってきたところでございます。平成23年度において、特にご説明しておくべき事項としましては、①の2段落でございますが、平成23年3月の東日本大震災の発生以降は被災地の店舗の営業状況、非常取扱いの実施数等を把握しました。

そのほか②定期的な確認、③実地監査、このようなことを行っております。

④にございますが、実際にどのような状況であったかということでございますが、現金過不足事故について言えば、④の3段落目でございますが、平成23年度の発覚件数は185件となっております、平成22年度より4割ほど減っております。

また、⑤で東日本大震災の被災者対応ということで、もう少し詳しく記載させていただいております。東日本大震災発生後に非常取扱いを迅速に実施していますが、その実施内容を点検した上で、連帯保証人と保証書の提出を不要としました。また被災者が本人確認書類を全て紛失した場合における貯金払戻し時の本人確認の簡素化、正規の相続証明資料がなくても罹災証明書等に基づき同居親族に対して一定額を支払う特例措置、教育積立・住宅積立貯金においては震災等のやむを得ない事情により預入が遅延したと認められる場合の救済措置を講じました。このような対応をしております。

次にiiにございますが、委託先における内部管理体制の充実強化に係る改善計画に基づく取組。ちょっとわかりにくいかと思いますが、犯罪の防止体制の関係でございます。これにつきましても随時の確認、定期的な確認、実地監査を行っております。

なお、19ページの①の2段落目でございますが、平成23年9月及び10月に重大な

2案件が発覚しております。管理者による犯罪ということですが、これにつきましては事実関係、発生原因の分析、犯罪防止策の強化策及び経営陣の認識について、委託先及び再委託先に報告を求めています。

20ページに参ります。④でございますが、実際の犯罪の発覚状況はどうであったかということですが、23年度におきましては委託先では1件ございました。再委託先を含めますと21件ございました。平成22年度が28件ございましたから7件ほど減少しているということでございます。再発防止のために従前からの施策に加えて、そこに3つほど挙げてございますが、再発防止策を強化しております。例えば預り証に関するチラシの配布拡大とか、そのような新規施策も行っております。

iiiの顧客情報の管理、これも重点確認項目となっております。これにつきましても①、21ページに②、③とございますが、随時の確認、定期的な確認、実地監査という形で行っております。

21ページの④でございますが、顧客情報の誤廃棄、紛失等を防ぐため、平成23年5月におきましては店舗で保存する証拠書の削減を完了しております。平成23年度における事故数でございますが、発覚件数170件、平成22年度が282件でございますので4割減少しております。

ivの苦情申告等の対応でございますが、これも同様に随時の確認、定期的な確認、実地監査という形で進めました。22ページに参りますが、④で事案の内容及び再発防止策等でございます。平成23年の苦情申告等でございますが、7,656件ということで、平成22年度と比べまして2割減となっております。なお、苦情申告等で多い事例としまして、お客様への案内状に関する事、あるいは窓口の事務処理に関する事、職員の態度やマナーに関する事が多いわけですが、お客様への案内状につきましては、満期あいさつ状につきましては平成23年5月から、防犯のあいさつ状につきましては24年1月から見直しております。そのほか窓口処理とか職員の態度やマナーにつきましては、研修を強化しているところでございます。

vの委託先の外部委託の管理でございますが、これも随時、定期的な確認、実地監査ということで確認しております。

23ページに参ります。会計に関する業務の適正性でございますが、①としまして、ゆうちょ銀行から報告される月次データの検証を毎月行って、異常値分析を行っております。また先ほど触れました、ゆうちょ銀行に委託している地方公共団体貸付けにつきましては、

弁済等の月次の財務データの報告のほかに個別案件について随時報告を受け、その適切性を確認しております。

②の实地監査等でございますが、23年10月及び11月に地方公共団体貸付けに係る事務点検を行っております。

24ページに参ります。簡易生命保険管理業務の関係でございますが、iの業務品質の確保については、貯金と同様なスキームで実施しているところでございます。随時の確認、定期的な確認、そして实地監査を行っております。

24ページの最後の行から25ページにかけてでございますが、平成23年度における現金過不足事故でございますが、発覚件数は307件で、平成22年度と比較しまして4割減少しております。

⑤でございますが、東日本大震災対応ということで、東日本大震災発生後には非常取扱いを迅速に実施するとともに、本人確認手続の緩和、正当権利者確認も簡素化し、手続上の利便を図っております。また警察庁作成の死亡リストをもとに被保険者死亡が特定でき、未請求のものに対しまして契約関係者へ訪問し、請求勧奨を実施しました。被害の甚大な地域の局が受け持つ契約における契約者の安否状況の確認を行うお客様訪問活動を実施し、安否確認ができなかった契約についてはアウトバウンドコールによる安否確認を実施した、つまりこちらからお電話しまして、状況を確認させていただいたというわけでございます。

iiでございます。委託先における内部管理体制の充実・強化に係る改善計画に基づく取組。これにつきましても①、②、③でございますが、同様なスキームで確認、实地監査を行っております。

①の3段落目でございますが、貯金と同様、平成23年10月、11月に発覚した案件につきましても、文書で報告を求めている次第でございます。

26ページの④に参りますが、実際の犯罪の発覚件数であります。委託先におきましては0件でございました。昨年度は1件でございます。再委託先は11件から9件に減少しております。つまり昨年度は委託先・再委託先合計で12件でございましたが、今年度は9件というふうに減っております。防犯の施策としまして、やはりキャッシュレス化を進めるというのが大きな点でございまして、24年4月からは保険金等の現金による局所外支払を原則禁止しております。

iiiの顧客情報の管理に参ります。これにつきましても①、②、③でございますが、同様なスキームで確認、实地監査をしております。

①の随時の確認でございますが、2段落目、23年6月に発覚した重大な案件につきまして、再委託先から直接聴取を行っております。先ほど貯金のところで説明を失念したかもしれませんが、貯金においても同様なことを行っております。

27ページに参ります。④でございますが、実際の顧客情報の漏えい等の案件でございますが、発覚件数が75件でありまして、平成22年度が150件ございましたから、ちょうど5割減となっております。

ivの苦情申告等の対応に参ります。①、②、③と同じように確認、実地監査を行ったところでございます。

④のほうでございますが、平成23年度におきます簡易生命保険管理業務に関する苦情申告等は、件数で18万6,530件ございまして、平成22年度から3.5%減少しております。保険につきましても満期案内書の記載の改善等しているところでございます。また「お客さま対応態勢検討プロジェクト」を立ち上げまして、お客様対応態勢を見直し、改善の方針を取りまとめ、各施策のアクションプランを作成するなど取組を行っているところでございます。

vに参ります。保険金等の支払の管理。①、②、③と同じように確認、実地監査を行っているところでございます。

④の一番最後のところでございますが、保険金を満期等になっても取りに来られないお客様がいらっしゃるわけですが、それにつきまして平成23年10月から満期保険金や失効による還付金等が未請求となった契約に対するフォローアップの実施を開始したということでございます。つまり実際にお客様のところにお伺いしまして、勧奨しているということでございます。

viでございますが、委託先の外部委託の管理。①から③まで確認、実地監査を行っております。

viiの会計に関する業務の適正性。①でございますが、地方公共団体貸付けの弁済状況の確認。毎月の弁済予定と弁済の実施状況の報告を受けまして、貸付けの弁済状況の確認を行っております。

そのほか②でございますが、年度中間決算期のかんぽ生命保険会社に対する実地監査ということで、中間決算あるいは決算の折に各種検証等を行っているところでございます。

31ページに参りますが、④のすぐ上の段落でございますが、また書きになっております。平成23年11月に仙台支店のほうに赴きまして、地方公共団体貸付けに係る業務の

点検を行うとともに東日本大震災の影響等のヒアリングを行っています。そもそも地方公共団体に貸付けしている資金でございますが、これは地方公共団体において様々な施設をつくる際に貸付けをしているわけでございます。実際、先の震災におきまして、当該施設が被害を受けたりしているわけございまして、それについて今回ヒアリングを行ったというような次第でございます。

次に参ります。31ページ、真ん中のほうに実地監査計画と書いてございますが、31ページから33ページまで、どのような内容の監査をどこで行ったかというのが上期・下期に分けて記載されておりますが、割愛させていただきたいと思っております。

36ページから再委託先の監督というふうになっております。基本的には今ご説明しましたように、委託先の監督と同様なスキームで行っておりますので、恐縮でございますがここも割愛させていただきまして、44ページまでこのような記述が続くわけでございますが、省略させていただきたいと思っております。

44ページに参ります。監督に当たり留意する事項。郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の提供場所及び提供時間について、機構できちんと見ていくということでございますが、いずれも確認をしっかり行ったところでございます。

45ページの真ん中あたりになりますが、標準処理期間の設定というところでございますが、郵便貯金管理業務。②のほうになりますが、標準処理期間について、毎月その達成状況について確認をしました。

46ページに参りますが、東日本大震災の影響により、平成23年4月及び5月、仙台貯金事務センターにおいて、貯金証書・保管証の再交付の取扱い及び定額郵便貯金及び定額郵便貯金に係る払戻証書の発行の取扱いにおいて、標準処理期間内の処理割合が9割を下回る状況が生じておりました。しかしながら復旧に伴い事務処理の遅延は改善し、いずれの取扱いについても通年では標準処理期間内の処理割合9割以上を達成しております。

次に簡易生命保険管理業務ですが、②でございますが、ここでも②の2段落目以下でございますが、東日本大震災により甚大な被害が発生したことから、仙台サービスセンターにほかのサービスセンターからの応援要員を派遣した上で、震災専門ラインを設置し、迅速かつ適切な対応に努めた結果、特に混乱もなく着実な支払いが進捗した、行われたということでございます。いずれの保険金の支払種別についても標準処理期間内の処理割合9割以上を達成いたしました。

48ページに参ります。業務の実施状況の継続的な分析でございますが、2としまして

調査研究の実施ということで、平成23年度におきましてもインターネットを利用した調査を行っております。

49ページに参ります。4の調査結果でございますが、民営化前と比べまして、変わらないという人が7割でございますが、よくなったと評価する人が悪くなったとする人よりも多いというような結果ございました。そのほか、郵便貯金及び簡易生命保険の住所変更の届出でございますが、郵便物についての転居届とは別に届出が必要だということについて5割から6割の認知度にとどまっているというような結果が出ました。

調査結果の管理業務への反映でございますが、この報告書をゆうちょ銀行、かんぽ生命、そして郵便局会社に送付しております。そして、併せて今回の調査結果の分析で明らかとなった改善を要する項目について、改善策の報告を求めています。幾つか例を挙げてございますが、例えば貯金通帳等を預かった際に必ず手渡すことになっている預り証に関する利用者への周知とか、50ページに参りますが、今、申し上げました住所変更の届出についての周知とかでございます。

委託先から示されました改善策について確認し、実施状況を注視しているところでございます。

加えまして平成23年度におきましては、日本郵政グループのお客様サービス担当者関係の会合におきまして調査結果を説明し、問題意識の共有を図っております。

51ページに参ります。第2の4としまして照会等に対する迅速かつ的確な対応でございます。51ページの3列目のほうの真ん中あたりになりますが、平成23年度におきましては、お客様対応事例集について、平成23年度に受け付けました苦情申告等の内容、郵便貯金の権利消滅制度に関する照会、簡易生命保険制度改正に関する事例を踏まえた更新・拡充をしまして、お客様からのご意見、照会等の際に活用して的確に対応しました。

また照会等への対応が迅速でないとの苦情はございませんでした。

また民間銀行の休眠口座に関する報道がございましたが、特に預金者等の関心が高まった郵便貯金の権利消滅につきましてQ&Aを作成し、機構のホームページに掲載しております。

51ページの下から続きますが、委託先・再委託先におきまして苦情申告の対応が中心となるわけでございますが、それに対して機構が何を行ったかでございますが、52ページ、郵便貯金管理業務でございますが、①としまして苦情申告等の内容の増減傾向の分析、あるいは②としまして苦情申告等の数や内容の公表、③としまして長期未解決苦情の早期

解決に向けた一層の取組をしております。平成23年度末時点での長期の未解決苦情は47件でございますが、平成22年度が97件ございましたので半減しております。

そのほか改善策の効果測定ということで、貯金におきましては苦情申告数、平成23年度7,656件ございましたが、前年度に比べまして2割減少しております。各種あいさつ状等について改善したこと等が大きく影響していると考えております。

53ページに参ります。簡易生命保険管理業務でございますが、同様な増減傾向分析と、あるいは②でございますが長期未解決苦情の早期解決に向けた一層の取組等を行っているところでございます。保険につきましても長期未解決事案、53ページの最後のほうになります。残存件数が135件でございますが、平成22年度が176件ございましたので23.3%減少しております。

54ページ、③改善策の効果測定ということで、ここではコールセンターへの問い合わせの集中の事例について示しております。下のほうで、矢印で21年度、22年度、23年度と数字でお示ししております。23年度が応答率が10月で92.3%、11月で97.9%というふうに前年度から若干悪くなっているんですが、そもそも23年度におきましては入電数が、10月が109%、11月が104%と増加したのが影響していると考えられます。目標値が9割でございますので、相変わらず高い数値を維持できていると考えております。

次に、56ページに参ります。第2の5としまして情報の公表等でございますが、1としましてディスクロージャー誌の作成・公表。昨年と同じようにディスクロージャー誌を作成し、公表しているところでございます。

また、なお書きで書いてございますが、ディスクロージャー誌とは別に機構の概要を簡単に紹介したパンフレットをホームページで公表しておりまして、23年10月には改訂版を公表しているところでございます。

57ページに参ります。機構の情報の提供に当たってはホームページを積極的に活用するという事になっておりますが、その際、ユーザビリティあるいはアクセシビリティについて必要に応じて改善をすることとなっております。23年度におきましてはユーザビリティ向上の観点からサイト内検索機能を導入しております。またアクセシビリティの向上の観点から音声読み上げソフトの導入を行っております。

58ページに参ります。預金者等への周知でございます。郵便貯金管理業務ですが、①としまして預金者等への情報提供をしております。

②としまして預金者への個別周知。59ページに参りますが、59ページの2行目をごらんいただきたいと存じます。個別通知関係。平成23年度におきましては、個別案内拡充のため、新たに満期後15年が経過する預金者に対し、早期受取りを勧奨する通知を試行送付しました。早期払戻しに一定の効果が認められることから平成24年度に予算の範囲内で規模を拡充して実施する予定です。

ちょっと割愛させていただきまして60ページに参ります。簡易生命保険管理業務ですが、こちらにおきましても個別周知を行っているところがございます。そのほか、真ん中あたりに少々書いてありますが、先ほどもご説明しましたが、平成23年10月からフォローアップ活動としまして個別に訪問しているということがございます。

61ページに参ります。新聞広告等の実施状況。23年度におきましては新聞広告、ラジオ広告、周知用チラシ、交通広告を行っております。22年度と変わっているところは、ラジオ広告につきまして2回、1回1箇月、ですから通算すると2箇月ですね。1回40秒のラジオ広告を1日3回流しました。22年度は1箇月だけで20秒のものを1日3回行っております。

そのほか(4)でございますが、交通広告ということで、JR東日本の19路線で鉄道車両内に戸袋ステッカーを作製しまして、1箇月ほど掲出しました。

63ページに参ります。財務内容の改善に関する事項でございますが、予算、収支計画、資金計画について。財務諸表については先ほどご説明申し上げたとおりでございます。利益剰余金についても先ほどの説明と重複しますので、割愛させていただきます。

64ページに参ります。利益剰余金の発生原因につきましては権利消滅金あるいは時効完成益でございますが、これらを減少させるために各種取組を行っているところがございます。①としまして早期受取りを勧奨する通知、65ページに参りますが、先ほどと重なりますが、早期受取りを勧奨する周知・広報でございます。

(3)利益剰余金の管理でございますが、これも先ほどの部分と重複しますので、割愛させていただきます。

67ページに参ります。第4の2適切な労働環境の確保でございます。組織運営の効率化につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますので、割愛させていただきます。

68ページに参ります。労務問題。ハラスメントの防止、メンタルヘルス等について、引き続き相談員や産業医の活用等を行い管理するという目標になっておりますが、1としてハラスメント防止につきましては、体制を、環境を整備しているところがございます。

なお、24年2月にハラスメント防止の研修を行っております。

2としましてメンタルヘルスケアでございますが、これにつきましても23年12月に保健師による講習会を実施したというところでございます。

70ページに参ります。機構が保有する個人情報の保護。機構におきましては各部の部長が四半期ごとに点検シートにより所管部の保有個人情報の管理状況を点検しているところでございます。点検結果につきましては総括保護管理者である理事に報告し、理事から理事長、監事に報告しております。

そのほか24年2月に研修を行ったところでございます。機構における保有個人情報の漏えいはございません。

次に、委託先の関係でございますが、70ページから71、72、73、74とございますが、重複しますので割愛させていただきます。

75ページに参ります。第4の4の災害等の不測の事態の発生への対処でございますが、まず機構における対処でございますが、緊急時対応計画につきましては毎年見直しを行ってきたところでございますが、平成23年度におきましては東日本大震災の発生等を踏まえまして、緊急時対応計画の全面的な改定及び新たに業務継続計画の策定を行い、首都直下型地震等の緊急事態が発生し、または発生するおそれがある場合における対応を具体的に定める等、機構における緊急事態対応の強化を図ったところでございます。

委託先における対処につきましても、委託先から危機管理規程あるいは事業継続計画等を取り寄せて確認を行っているところでございます。

76ページに参ります。貯金・保険同様に確認しているところでございます。ゆうちょ銀行、かんぽ生命、いずれにおいても大震災を踏まえまして、危機管理規程あるいは事業継続計画を見直しているところでございます。

76ページの下の方になりますが、再委託先についても確認しているところでございます。郵便局会社におきましては自然災害対応マニュアルを新たに制定しております。ここに書いてございませんが、危機管理規程につきまして、局会社におきましては24年5月7日に改定しているそうでございます。

78ページに参ります。第4の5その他でございます。環境に配慮した物品及びサービスの調達の推進でございますが、全調達品目38品目について目標を達成しております。

温室効果ガスの排出削減等の取組でございますが、79ページに参ります。2行目でございますが、電気使用料については基準値となっている19年度と比べ、平成23年度は

約33.3%の削減、用紙等については33.5%の削減となりました。

次に内部統制の取組に参ります。79ページでございます。突然、内部統制の取組が出てくるわけですが、これもこちらの分担表をごらんいただきたいのですが、分担表の4ページをごらんいただきたいと思います。4ページのその他のところで、紫の字で内部統制に係る取組が行われているかということで、この真ん中のほうになりますが、細かい視点としまして、1 統制環境は十分か、2 リスクへの対応と評価は適切になされているか、3 統制活動としての方針や手続は整備されているか、4 情報の識別、把握、処理及び伝達が適切に行われるよう経路が整備されているか、5 日常のモニタリング体制は整備されているか、6 ICTの利用環境は整備されているか、組織内の利用について必要な方針や手続は整備されているか、とあります。

次に監事監査について触れられております。

そしてちょっと下のほうになりますが、役職員のイニシアティブは機能しているかということで、1 としまして役職員からのイニシアティブを具体的に把握・分析しているか。このところの2つ目のポツですが、23年度評価の視点としまして、「業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価」として、自然災害等に関係するリスクへの対応について、法令や国等からの指示・要請に基づくもののほか、法人独自の取組を行っているかというような視点を書いてございます。また2 としまして役職員からのイニシアティブを業務の改善に役立てているか。このように書いてございます。

このような視点に従いまして、79ページ以下、作成しているとおりでございます。

79ページの(1)の2段落目でございますが、東日本大震災に関しまして記載しているところでございます。

そのほか80ページ(3)リスク管理について、リスク管理シートというのが機構にあり、その見直しを行いました。23年度は変更すべき点はございませんでした。

そのほか80ページから81ページにかけて、先ほどご説明した項目につきまして取組を記載しているところでございます。

(5)のICTの利用についてでございますが、3段落目になお書きで、情報システムについて、機器の経年劣化によるシステムダウンの発生防止や情報セキュリティ向上の観点から、平成24年10月に更改することとし、平成23年度においては要件整理、契約手続等を行ったというふうに記しております。

(6)としまして監事監査関係について記しているところでございます。

82ページに参りますが、丸としまして業務改善のための役職員のイニシアティブとして、(1)のなお書きでございますが、自然災害等に関するリスクの対応については、前記の内部統制に係る取組の(1)のとおり、理事長の指示の下、対応を行っているというふうに記してございます。

そのほか83ページに参りますが、最後の丸でございますが、平成22年度業務実績に関する評価における指摘事項に対する取組。既にご説明した中に実際のところは記載しているところでございますが、わかりにくいかと思ひまして、別に添付してございます。そちらを御覧いただければと存じます。

続きまして第1期中期目標期間の評価のほうに移ってよろしいでしょうか。

【釜江分科会長】 はい。

【機構(大高総務部長)】 よろしいですか。

では参ります。基本的にこの評価調書の作り方でございますが、第1期中期計画に対してどのように行ったかと、そのような書き方になっております。

1ページに参ります。組織運営の効率化でございますが、各年度どんなことを行ったかということを書いております。平成20年12月におきましては、総務部職員1名を保険部へ配置換え。平成22年11月におきましては国際ボランティア貯金業務の貯金財務課への一元化。次に3つ目のポツでございますが、派遣職員を14名から23年度末時点で8名まで削減しているということを行っております。

3ページに参ります。業務経費の削減でございますが、具体的には4ページでございますが、(2)のア、イとあります表を御覧いただきたいわけでございますが、先ほどご説明しましたように、平成23年度におきましては60.7%と、目標は96%を下回ることでございましたが60.何%と大幅に下回って経費の削減を行っております。

4ページの契約の適正化に関する取組でございますが、重複しますので割愛させていただきます。

5ページに契約状況の点検・見直し。ア、イ、ウ、平成21年度、平成22年度、平成23年度でございますが、各年度にどのような取組を行ったかを逐次記載しているところでございます。

(4)の随意契約の縮小でございますが、競争性のない随意契約。平成19年度7件、20年度3件、21年度、22年度それぞれ1件、23年度に2件となったところでございます。

(5) 関連法人との取引はございません。

再委託状況につきましては、そこに書いてあるとおりでございます。

(7) 一者応札・応募の改善でございますが、重複をしますが、平成23年度におきましては割合が22.7%まで減少しております。

(8) 情報の公開。各年度、情報の公開を行ってきたところでございます。

次に7ページでございますが、人件費の削減等に係る取組でございますが、これも重複しますが、先ほど申しましたように4%削減というところを6.4%の削減となりました。

2でございますが、国家公務員の給与改定等に準じまして、役員報酬及び職員給与の引下げを行ってきたところでございます。3点ほど各年度に実施したことについて示しているところでございます。対国家公務員指数の比較の表で、参考としてお示ししているところでございます。23年度におきましても年齢・地域・学歴勘案おきまして96.4ということで、国家公務員より低い水準になっております。

3でございますが、諸手当につきましては基本的に国家公務員と異なるところはなく、また法定外福利費についても必要な支出を除き、食事の補助等一切行っていないところでございます。

9ページに参ります。第2の1としまして資産の確実かつ安定的な運用でございますが、基本的に毎年度同じようなスキームで行っております。10ページをごらんいただきたいと思えます。各年度の郵便貯金資産運用残高あるいは簡易生命保険資産運用残高の推移をお示ししているところでございます。

10ページの(2)でございますが、再保険先の資金運用。毎月検証を行ってきたところでございます。

11ページの保有資産の見直しでございますが、これも先ほどご説明したところと重複しますので、割愛させていただきます。

11、12ページについては割愛させていただきます。

13ページ、第2の2としまして提供するサービスの質の確保でございますが、14ページ以下、委託先の監督及び再委託先の監督、これをあわせて記載しております。

15ページに参りますが、監督方針におきまして重点確認項目を決めております。基本的には同じ項目となっておりますが、iiの部分とか、あるいはviで示されている会計に関する業務の適正性等、後から加わったりしております。

実際、どのような状況であったかということですが、これらにつきまして随時の確認、

定期的な確認、あるいは実地監査を行ってきまして、実際の事故の発覚件数でございますが、16ページを御覧いただければと思います。現金過不足事故の件数ですが、この5年度分を比較していただくとおわかりいただけると思いますが、確実に改善されております。

次のiiでございますが、役職員による犯罪。これも改善されております。主な取組。各年度でどのようなことを行ってきたかということを示しているところでございます。

16ページの下の方になりますが、顧客情報の管理でございますが、これも17ページ、各年度におきまして顧客情報漏えいの件数をお示ししております。平成23年度で170件というのは先ほど説明したとおりでございます。

ivでございますが、苦情申告等の対応。これも年度でお示ししております。長期未解決苦情についても同様でございます。

18ページでございますが、②としましてお示ししておりますのが、年度ごとの実地監査の実際でございます。各部署にどのぐらい行ったかというのをお示しているところでございます。

18ページから19ページ以下、今度、簡易生命保険管理業務ですが、仕様として同様なつくりをしております。

20ページでございますが、業務品質の確保。現金過不足事故。保険におきましても同様に改善しております。

iiで犯罪関係でございますが9件、平成23年度で9件という形になっております。

20ページの最後のほうでございますが、iiiで顧客情報の管理でございますが、これも21ページ以下、確実に改善していると思います。

ivで苦情申告の対応。これも減ってきております。

vの保険金等の支払管理でございますが、22年度にちょっと増えておりますが、これは平成22年度に保険金等の支払時期が改正されましたので、遅延利息を付与する基準を端末機に入力することに新たになったわけですが、その入力漏れに伴い過誤払いが発生しております、一時的に増えておりますが、平成23年度にまた減ってきております。

22ページの②でございますが、実地監査をどのように行ったかということについて示しております。

23ページに参ります。監督に当たり留意する事項でございますが、郵便貯金管理業務の提供場所及び提供時間。確認してきたというところでございます。

標準処理期間につきましては、24ページの上の方でございますが、各年度において、

いずれの項目についても9割以上達成しております。簡易生命保険管理業務についても同様でございますが、25ページに参りますが、各年度において、やはり9割以上の標準処理期間内の処理を達成しております。

26ページに参ります。業務の実施状況の継続的な分析でございますが、2の調査研究の実施としまして毎年度、したがって5回ほどインターネット調査をしております。

27ページの4に調査結果を示しております。

5としまして、調査結果の管理業務への反映についてお示ししているところでございます。

29ページに参ります。照会等に対する迅速かつ的確な対応でございますが、機構が受け付けるものについての対応。29ページにお客様応答マニュアルの制定あるいは対応事例集の作成、ADR制度に伴う対応と示しているところでございます。

30ページの真ん中以下で委託先の取組、あるいは再委託先の取組を示しているところでございます。

31ページにおきまして、機構の取組でございます。中身はかなり重複するものでございますので、割愛させていただきます。

32ページの簡易生命保険管理業務でございますが、ここも同様な仕様のつくりとなっております。1としまして委託先の主な取組、2としまして再委託先の取組、33ページに参りますが、機構の取組というふうになっております。

35ページに参りますが、情報の公表等でございますが、35ページの下のほうでございますが、情報の公表としましてディスクロージャー誌等の作成・公表。毎年度着実にやってきたところでございます。

36ページのホームページの活用。アクセシビリティ、ユーザビリティ等を改善してきたところでございます。

38ページに参ります。預金者等への周知でございますが、38ページ、各年度にどのような周知・広報を行ってきたかを示しているところでございます。

39ページ以下、郵便貯金管理業務におきまして、1としまして預金者等への情報提供、2としまして預金者への個別案内、3としてその他ということでお示ししております。

40ページ以降でございますが、簡易生命保険管理業務につきましても同様な記載を40ページから41ページにしているところでございます。

42ページ以下、財務内容の改善に関する事項でございますが、下のほうに予算、収支

計画及び資金計画についてというのがございますが、43ページの一番上でございます。別添の「中期計画の予算等とその決算額の対比」のとおりというふうにお示ししております。別添でついているほうをご参照いただければと存じます。

43ページの利益剰余金についてでございますが、重複しますので割愛させていただきます。

43、44ページは割愛させていただきます。

46ページの第4の2適切な労働環境の確保でございますが、47ページの(1)人事に関する計画は先ほどの記載と重複しますので、ここも割愛させていただきます。

48ページも割愛させていただきます。

49ページの第4の3機構が保有する個人情報の保護でございますが、49、50、51、52ページは先ほどと重なる記載でございますので、ここも省略させていただきます。

54ページの第4の4災害等の不測の事態の発生への対処でございますが、54ページの下からでございますが、55ページ、機構におきまして各年度どういう取組を行ったかということを示しております。委託先における対処でございますが、先ほど申しましたように毎年度委託先の状況についても確認をしているところでございます。郵便貯金管理業務、簡易生命保険管理業務、それぞれ委託先に対して確認を行っているところでございます。

56ページの再委託先に対しても同様でございます。

58ページの第4の5その他でございますが、環境に配慮した物品及びサービスの調達
の推進。そこにお示ししておりますように改善を図ったところでございます。

59ページの温室効果ガスの排出削減等の取組。これも先ほどご説明申し上げたのと同様でございます。

59ページの下の方から内部統制に係る取組でございますが、これも先ほどの説明とほぼ重なりますので、割愛させていただければと思います。

早口になってしまいましたが、以上でございます。

【釜江分科会長】 ありがとうございます。

今年度は、ただいまご説明いただいたように23年度の業務実績と、それからもう一件、第1期中期目標期間の業務実績の双方についてご評価をいただくということになりますので、例年の倍ぐらいの作業量ということになるかと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまご説明いただいた内容について、何かご質問等ございますでしょうか。

【丹生谷専門委員】 すみません。

【釜江分科会長】 どうぞ。

【丹生谷専門委員】 情報公開の適用されるルールというか、法律、政令、省令はこちらに書いてありましたんですが、それ以外に、今、拝見してましたら、契約に関する情報の公表についてというような総務省の要請で、去年出されたものあるということですが、そのほかに、法律とか省令以外の通知とか申合せがありましたら教えていただきたいのが1点。あとそれから、法律などの要請を受けて、内部で情報公開をどういう形でやっていますというルールとか手引きがありましたら教えていただきたいのですが。

【機構（大高総務部長）】 基本的には、契約等につきましては総務省からの要請ベースで、それに対して、それに沿って実施しているということでございます。それに基づいて内規を変更しているかという、そういうことはございません。

【丹生谷専門委員】 内規という形では、情報公開についての内規というものは存在してらっしゃるんですか。

【機構（大高総務部長）】 契約関係についてでよろしいでしょうか。それはありません。

【丹生谷専門委員】 契約関係とかそういうふうに分かれて対応していらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。

【機構（大高総務部長）】 それは、先生がおっしゃったような例えば財務諸表とか、いろいろな細かい事項について省令上義務づけられているものはございます。そのほかに契約関係について、各、総務省からの要請に基づいて実施しているというのが我々の公表の仕方なんでございますが。

【丹生谷専門委員】 了解しました。確認ですけれども、そうしますと省令以外に、ここに、契約に関する要請がある以外には……。対象事項になっているもので、法令以外は、こちらではちょっと把握がしにくいものですから。

【機構（大高総務部長）】 そうですね、確かにおっしゃるとおりです。

【丹生谷専門委員】 通知とか申合せみたいなもので適用があるというふうに認識していらっしゃるものはないという理解でよろしいでしょうか。

【機構（大高総務部長）】 はい。その要請も毎年出されまして、それも毎年積み重なるように出されてくるものですから、我々も一体適用範囲がどこまでかというのが正直言っ

で判断に困るぐらい重層的に毎年来るものですから、非常に、正直言って苦慮しているところですが、毎年度、それまで来たものについて整理していただければいいのですが、整理されずに毎年重なるように要請文書が来ています。

【丹生谷専門委員】 なるほど。それは皆、契約に関するものでしょうか。

【機構（大高総務部長）】 はい。契約関係ですね。

【丹生谷専門委員】 ありがとうございます。

【釜江分科会長】 ほかに何かご質問、ございませんでしょうか。よろしいですか。

よろしければ次の議題に進みたいと思います。それでは議事の5番目で独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の平成24年度業務運営に関する計画についてに入りたいと思います。機構から総務省に対して届出のあった平成24年度の業務運営に関する計画の内容につきまして、機構からご説明いただきたいと思います。

【機構（大高総務部長）】 ご説明させていただきます。資料の5を御覧いただきたいと思います。平成24年度年度計画でございますが、基本的に年度計画で毎年度似たものを作成しているわけでございますが、平成24年度におきましては第2中期目標期間に入りましたので、第2期の中期計画を反映して作成しております。したがって、例年と異なっている部分を中心にご説明したいと考えております。

まず第1の1の組織運営の効率化でございますが、2段落目でございますが、「効率的な運営体制の確保に当たっては、業務の実施体制について、管理部門の簡素化、アウトソーシングの可否等含め、全般的な検証を行い、業務の効率化を図ることとする。なお、中期目標期間内の国際ボランティア貯金の寄附金の配分完了に向けて、公募、監査等の進行管理を行う。」。中期計画を踏まえまして、今回このような記載をしております。

2としまして業務経費の削減でございますが、1段落目の真ん中あたりになりますが、「一般管理費及び業務経費の合計が、中期目標期間の最終年度である平成28年度において平成23年度の当該経費の95%以下とすることを目標として、経費削減を推進する。また、一般管理費及び業務経費の削減及び効率的使用に当たっては、『独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて』に基づく『随意契約等見直し計画』に掲げる次の事項を引き続き着実に実施し、契約の適正化及び透明性の確保を図る。①随意契約の見直し、②一者応札・一者応募の見直し、③契約監視委員会による点検。なお、少額随意契約についても、複数業者から見積りを徴することを徹底する。」というふうに記しております。少々細かいのですが、第2期の中期計画の記載をそのまま反映させて記載しているところでござ

います。

次に人件費でございますが、2段落目でございますが、「具体的には、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律を踏まえて役員報酬規程及び職員給与規程の見直し等を行うこととし、人件費を、平成23年度の役員交代による影響を補正した人件費実績額の91.97%以下とすることを目標として削減に取り組むこととする。」。91.97%と非常に中途半端なパーセントですが、平成23年度の人事院勧告に基づく削減が0.23%でございます。特例の部分が7.8%でございます。0.23と7.8を足しまして8.03%削減ということで、100から8.03を引きまして91.97%以下というふうに定めているところでございます。

次の第2でございますが、1の資産の確実かつ安定的な運用でございますが、この記載は平成23年度と変わっておりません。

2の提供するサービスの質の維持・向上でございますが、③の確認等の部分の記載が例年と異なっております。「監督方針に基づき、確認等を行うとともに、不適切事例が発生した場合には、その発生原因等を分析し、必要に応じて一層の再発防止策を講じるよう指導する等、改善に向けた取組強化及び改善状況の検証を行う。」。これも中期計画を反映して記載しております。

アの重点確認項目でございますが、郵便貯金管理業務でi、ii、iii、iv、v、viというふうに並んでいるわけでございますが、23年度と順番を変えております。業務品質の確保に係る事項という項目を5番目に置きまして、その他の業務品質の確保に係る事項というふうにしております。理由は、業務品質に係る事項というのは非常に範囲が広いものですから、このような形でiからivまで以外という意味で記載しております。

3ページでございますが、保険についても同様なふうになっております。

3ページの実地監査計画でございますが、なお書きの部分でございます。「なお、実地監査計画には、次の内容を盛り込むこととし、実施に当たっては、監査項目や監査対象局所を選定する際に、委託先の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努める。」というふうにしております。これも中期計画を反映しているところでございます。

(2)の再委託先の監督、(3)の監督に当たり留意する事項。これは基本的には変更はございません。ただし、別紙の4でございますが、簡易生命保険管理業務に係る標準処理期間を5日に短縮しております。

戻りますが、4ページでございますが、3の業務の実施状況の継続的な分析。変わりございません。

4の照会等に対する迅速かつ的確な対応。ほとんど変わりございません。

5の情報の公表等。(1)のなお書きでございますが、「これらの情報の公表は、直近の事業年度に係る財務諸表について通則法第38条第1項の規定による総務大臣の承認を受けた日から2月以内に行うこととする。」というふうにしております。

6の預金者等への周知でございますが、3段落目のなお書きでございますが、「広報業務の実施に当たっては、実際に窓口において満期を迎えた貯金や満期保険金を受け取った方等に対する調査等の実施に向けて準備を行う。」というふうにしております。この調査でございますが、検討してみますと、かなり大変なようございまして、24年度におきましては「調査等の実施に向けて準備を行う」というような記載にさせていただいております。

5ページに参ります。第3の財務内容の改善に関する事項でございますが、1、2、3、予算、収支計画、資金計画でございますが、別表のとおりございまして、24年度のものに記載しております。

第4のその他の業務運営に関する重要事項でございますが、1の適切な労働環境の確保、2の機構が保有する個人情報の保護。基本的に変わりございません。

3の災害等の不測の事態の発生への対処でございますが、(1)の機構における対処に、「東日本大震災の対応等を踏まえ」というふうに加えております。

6ページに参りますが、2行目でございますが、「リスク管理体制の充実を図る」というふうに今回、変えております。

4の内部統制の充実・強化でございますが、これは従来なかったものでございます。中期計画を踏まえまして①から⑥の各項目を示しております。

5の情報セキュリティ対策の推進。これも中期計画を踏まえまして新たに追加した項目でございます。

6の積立金の処分に係る金額の厳格な算出等でございますが、これは24年度特有のものでございます。中期計画におきましては違った趣旨のことが書いてありましたが、24年度版に少々翻訳し直しまして、記しました。「前期中期目標期間——第1期中期目標期間でございますが——の最終年度に係る通則法第44条第1項本文又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出し、機構法第25条第1項の規定による総務大臣の

承認を受けるものとする。当該金額を控除してなお残余があるときは、同条第3項の規定に基づき、残余の額を国庫納付する。」というふうにしております。

その他については同様でございます。

7ページに参ります。ちょっと前後してしまいますが、基本的には郵便貯金資産の運用計画、書き方、若干文言の変更はございますが、変わっておりません。

8ページに参ります。簡易生命保険資産の運用計画でございます。1(2)運用方法②株式会社かんぽ生命保険への預託として、「機構法第29条第2号の規定により、株式会社かんぽ生命保険への預託に係る債権を保有する。」というふうに、従前抜けていたものを今回追加しております。

そのほかは基本的には変わっておりません。

以上でございます。

【釜江分科会長】 ありがとうございます。ただいまの説明の内容について、何かご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、これで本日の議事はすべて終了ということになります。委員の皆様におかれましては貴重なご意見、ありがとうございました。

最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

【事務局（徳永課長）】 本委員会の議事録につきましては事務局において取りまとめ、委員の皆様にご確認いただいた上で、委員会議事規則にのっとり公開することとさせていただきます。さらに会議資料につきましても委員会議事規則にのっとり公開することとさせていただきます。

また、次回の分科会は7月下旬もしくは8月上旬に開催することとさせていただきますが、正式には事務局から別途ご案内申し上げます。委員の皆様におかれましては、ご多忙中とは存じますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【釜江分科会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会の第20回会合を終了させていただきたく思います。本日はどうもありがとうございました。

以 上